

令和2年本宮市教育委員会3月定例会会議録

1 日 時 令和2年3月25日(水) 午前9時02分～午前9時45分

2 場 所 本宮市役所 2階 第1・第2会議室

3 出席委員 教 育 長 青 田 誠
教育長職務代理者(1番) 谷 明子
委 員(2番) 渡 辺 俊之
委 員(4番) 遠 藤 傳一郎

4 出席職員 教育部長 渡辺 裕美
次長兼幼保学校課長 菅野 安彦
上席参事兼第一保育所長 増子 公子
教育総務課長 国分 孝寿
生涯学習センター長 根本 享史
参事兼管理主事兼指導主事 穉山 俊之
指導主事 渡辺 博明
指導主事 丹治 達也
(書記) 教育総務課総務係長 遠藤 あけみ

5 傍聴人 なし

6 案 件

- 議案第20号 本宮市学校評議員の委嘱について(非公開)
議案第21号 本宮市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の制定について
議案第22号 本宮市立保育所利用者負担額徴収規則の一部を改正する規則の制定について
議案第23号 本宮市認可外保育施設通所児童保育料軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第24号 本宮市保育所副食費の徴収に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第25号 本宮市文化・スポーツ大会出場者報償金交付要綱の制定について
報告第1号 本宮市議会3月定例会一般質問について
報告第2号 中学校教科用図書選定について
報告第3号 令和2年度本宮市内中学校高等学校入試等結果状況について

7 審議経過

【午前9時02分開会】

◇教育長 ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。

着座にて進めさせていただきます。

◇

◎会議録署名委員の指名

◇教育長 会議録署名委員の指名を行います。

今回は、1番委員と4番委員をお願いいたします。

◇

◎議案第20号 本宮市学校評議員の委嘱について（非公開）

〔非公開〕

◇

◎議案第21号 本宮市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の制定について

◇教育長 次に、議案第21号 本宮市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱の制定について、説明をお願いします。

◇書記 〔議案第21号を朗読〕

◇次長兼幼保学校課長 それでは、内容について説明をさせていただきたいと思います。資料が3ページから4ページにかけてになります。

この要綱につきましては、幼児教育保育無償化制度が昨年10月から実施されたことに伴いまして、認可保育所の3歳児以上の副食費につきましては実費4,500円を保護者の負担としていただいております。このうち、国の制度におきまして低所得者、それから第3子、また市町村民税非課税世帯は免除としている制度がございます。この制度を幼稚園に通う児童の世帯へ適用するために、新たに要綱を定めるものでございます。給付方法は、市内外の私立幼稚園に通う児童の世帯へ、認可保育所と同額の月額4,500円を上限に給付するものでございます。

要綱の主な内容について説明いたします。まず、第2条第1項第1号では、対象者として低所得者の定義を定めております。限度額を市町村民税所得割77,101円未満としているところでございます。第2号では第3子の定義を、第3号につきましては市町村民税非課税世帯を対象者として定めております。第3条では、給付対象経費を副食材料費と定め、第4条では、給付額及び給付方法として1人月額4,500円を限度とし、償還払い、具体的には、一旦通所施設に納めていただいて、市に申請をいただき、給付するという方法を定めております。具体的に対象者が通う施設といたしましては、市内にはございませんが、郡山市の認定こども園に移行していない幼稚園となります。

この要綱につきましては、令和元年10月1日からさかのぼって適用をさせていただきたいと考えております。

以上で説明いたします。

◇教育長 それでは、議案第21号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第21号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第21号は承認することに決めます。

◇

◎議案第 2 2 号 本宮市立保育所利用者負担額徴収規則の一部を改正する規則の制定について

◇教育長 次に、議案第 2 2 号 本宮市立保育所利用者負担額徴収規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

◇書記 [議案第 2 2 号を朗読]

◇次長兼幼保学校課長 それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。資料は 6 ページをご覧くださいと思います。

こちらの一部改正につきましては、平成 2 6 年度より実施してまいりました市の独自減免について、令和元年 1 0 月から実施した幼児教育保育無償化制度に伴いまして、一部見直しを行い、改定するものであります。

内容につきましては、昨年の 1 2 月教育委員会において説明をさせていただいておりますが、改めて説明をさせていただきたいと思います。

第 2 子の規定につきまして、改正前は就学前の児童としておりましたが、これを 0 歳から 2 歳までと改定し、該当しない場合には一律、第 1 子と同額に月額 5, 0 0 0 円の減免といたします。なお、国の基準により、就学前の第 2 子の保育料は 2 分の 1 となっておりますので、実質の保育料は 2 分の 1 の額から 5, 0 0 0 円を減額した保育料となります。改定前、改定後とも、保育所または幼稚園に複数児童が通所、通園している場合には、うち年長者については保育料の負担をお願いするというので、改正前、改正後とも変わりはないものであります。

規則改正内容の説明をいたします。上段の表、イの欄でございますが、就学前の第 2 子の規定をしている条項であります。改正前は一律無料としておりましたが、改正後は 2 分の 1、または 0 歳から 2 歳までの第 2 子以降は、改正前と同様、0 円とするものであります。下段の表は、福島県の多子世帯支援制度というものがございまして、こちらに対応する条項でございまして、条文の表現を 2 分の 1 に統一したものでございます。

この規則の改正につきましては、4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で規則改正の説明といたします。

◇教育長 それでは、議案第 2 2 号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第 2 2 号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第 2 2 号は承認することに決めます。

◇

◎議案第 2 3 号 本宮市認可外保育施設通所児童保育料軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について

◇教育長 次に、議案第 2 3 号 本宮市認可外保育施設通所児童保育料軽減補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について、説明をお願いします。

◇書記 [議案第 2 3 号を朗読]

◇次長兼幼保学校課長 それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。資料は8ページをご覧くださいと思います。

こちらの改正につきましては、議案第22号における本宮市立保育所利用者負担額徴収規則の一部改正に伴いまして、認可外保育所に対する補助の内容について改正するものであります。

改正前は第2子以降を補助基準の満額を交付しておりましたが、公立との整合性を図るために2分の1とし、0歳から2歳までの第2子については、改正前と同じく満額支給という形にするものでございます。

要綱改正の内容の説明をさせていただきます。第3条の第1項中の上のほうでございます、「以下「徴収規則」という。」という文言につきましては、第3条、第4条で引用するため、追加をしたものでございます。同項中の「年長者を第1子として」という文言でございますが、こちらは第2子の取扱いについて改正を行うものでございます。

この要綱改正につきましては、4月1日から施行するものであります。

以上で改正の説明といたします。

◇教育長 それでは、議案第23号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第23号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第23号は承認することに決めます。



◎議案第24号 本宮市保育所副食費の徴収に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

◇教育長 次に、議案第24号 本宮市保育所副食費の徴収に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、説明をお願いします。

◇書記 〔議案第24号を朗読〕

◇次長兼幼保学校課長 それでは、要綱の一部改正内容について説明をさせていただきます。資料は10ページをご覧くださいと思います。

こちらの改正につきましては、市の独自減免制度の改正に伴いまして改正をするものでございます。備考欄1につきましては、改正前は表中のアの区分が就学前の第1子に対する金額を定めております。イトウにつきましては第2子及び第3子を無料と定めているところでございます。これは、市の独自減免は保育料を就学前第2子以降を無料としていたため、保育料も同様の扱いとしておりました。独自減免の改正と整合性を保つため、国の基準であります、第3子以降は無料という形に改めるものでございます。

この要綱につきましても4月1日から施行するものであります。

以上で要綱改正の説明といたします。

◇教育長 それでは、議案第24号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第24号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第24号は承認することに決します。

◇
◎議案第25号 本宮市文化・スポーツ大会出場者報償金交付要綱の制定について

◇教育長 次に、議案第25号 本宮市文化・スポーツ大会出場者報償金交付要綱の制定について、説明をお願いします。

◇書記 〔議案第25号を朗読〕

◇生涯学習センター長 それでは、本宮市文化・スポーツ大会出場者報償金交付要綱の制定につきまして、ご説明申し上げます。資料12ページ、13ページをお開きください。

本要綱につきましては、現行で本宮市文化・スポーツ大会出場者激励金交付要綱がございまして、これに基づいて、東北大会以上の大会に出場した選手に対して補助金として激励金を交付していたところでありまして、令和元年度におきましては107件の申請があったところでございます。今回制定する要綱につきましては、激励金を報償金として交付することによりまして、市民の皆様の手続きを簡素化し、負担軽減できるものでございます。

第1条、趣旨につきましては、本市における芸術文化及びスポーツの振興と市民の連携意識の高揚を図るため、東北大会以上の大会等に資格を得て出場した者に報償金を交付する内容となっております。

第2条、交付対象者については従前と変わりありませんが、第1号で、市内在住の方、もしくは在勤、在学する個人となっております。その方が在籍する団体、活動の拠点が市内にあるものに限るという内容になってございます。これにつきましては、現行と全く変わりありません。

第3条、交付申請については、大会開催日の3週間前までにという内容を盛り込みまして、書類の提出をしていただくこととなっております。また、口座振込にも対応できるような書類の提出をいただく内容となっております。

第6条、報償金の額ですが、現行と同様でありまして、個人では東北大会で5千円、全国大会につきましては1万円となっております。また、同一の年度において2回を限度としていることも現行同様の内容となっております。

第7条、結果報告については、2週間以内の提出をお願いするという内容になってございます。

本要綱につきましては令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第25号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第25号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第25号は承認することに決します。

◇

◎報告第1号 本宮市議会3月定例会一般質問について

◇教育長 次に報告事項になります。

報告第1号 本宮市議会3月定例会一般質問について、説明をお願いします。

◇教育部長 それでは、報告第1号 本宮市議会3月定例会一般質問について報告をいたします。

令和2年第2回本宮市議会定例会が3月3日に開会し、19日まで17日間の会期で開催され、閉会をいたしました。一般質問につきましては14名の議員が市政を質し、10人の議員から教育行政に関する質問がありましたので、主な内容を報告させていただきます。

資料につきましては、定例会資料の17ページから24ページが一般質問の一覧表、25ページから47ページが教育部関係の答弁資料となっておりますので、ご覧をいただきますようお願いいたします。

最初に、25ページから28ページとなります。受付2番、三瓶幹夫議員からは、一つに、県道本宮・三春線発掘調査の状況について質問がございました。発掘調査については、令和2年度において福島県県北建設事務所が法人等に委託して実施する予定である。令和2年度の早期に発注される見込みであり、令和2年度中の完了を予定している旨の答弁をいたしました。

二つに、しらさわグリーンパーク野球場のファウルボールの危険防止の対策についての質問では、安全な場所への駐車確認や、飛球の可能性のある部分に注意喚起の看板を設置するなど、ソフト面についてできることについては早急に対応していきたいと答弁をいたしました。

三つに、復興「ありがとう」ホストタウンについての質問では、来年度は英国ダベナント・ファウンデーション・スクールの生徒を本市に招いての交流事業や、オリ・パラ期間中を中心に、ふれあい文化ホールにおいて英国自動人形展を企画展示するとともに、それに合わせた文化交流事業を実施する。終了後の関係者との交流については、これまでの検証と改善を行いながら、継続的に中学生徒を派遣し、グローバル人材の育成をしていきたいとの答弁をいたしました。

次に、29ページから31ページまででございます。受付3番、斎藤雅彦議員からは、一つに、台風19号による災害復旧支援の取り組み、みんなの原っぱの今後の見通しについて質問がありました。災害廃棄物の処理状況を見極めながら現地測量に着手し、令和2年度中に実施設計業務を完了したいと考えている旨の答弁をいたしました。

また、第1保育園の移転のスケジュールと候補地の選定要件についての質問では、本園舎については、現時点では令和4年3月までが完成期限となっている。選定要件については、ハザードマップの浸水被害が想定されるエリア以外とし、既存第1保育所の利用者の利便性を考慮したい旨を答弁いたしました。

二つに、福島議定書の取り組み、白岩小学校の具体的な取り組み内容と経過についての質問では、白岩小学校は、県が主催する「令和元年度温暖化防止にみんなで取り組む『福島議定書』事業」において、県内小学校約300校の中から2校選出の最優秀賞を受賞した。平成30年度から取り組んでおり、節電や節水をはじめ、エコキャップやアルミ缶の回収、さらにPTAを中心に地域ぐるみで古紙回収を実施し、地域が一体となった総合的な取り組みが評価された旨を答弁いたしました。

次に、32ページをご覧ください。受付4番、作田博議員からは、自転車の保険加入の義務付け、小中学校の児童生徒に対する保険の内容について質問がありました。本宮市全ての小中学校において、日常生活における自転車の転倒などによるけがや、自転車により相手にけがをさせた場合に発生する賠償責任を補償する「福島県PTA安全互助会補償制度」に加入している旨、答弁

をいたしました。

また、コロナウイルス対策として、放課後児童クラブの利用者についての質問も追加であり、臨時休校となった3月4日からは午前より運営をしており、通常どおりの運営ができている旨、答弁をいたしました。

次に、33ページをご覧ください。受付6番、根本利信議員からは、学校給食の放射性物質検査の今後の方向性について質問がありました。地元食材については、生産者による自主検査と給食センターでの前日検査を実施しているが、これまで基準値を超えたことはなく、今後も基準値を超えることは考えられないので、食材検査については当日検査のみとする旨、答弁をいたしました。

次に、34ページをご覧ください。受付7番、馬場亨守議員からは、英国との国際交流について、令和2年度実施予定の英国中学生招待事業を延期しては、との質問がありました。英国生徒との交流にあたっては、市内の農家民宿、ホテル、飲食店などの活用など、地域の活性化につながる取り組みの検討を行っている。本市の中学生の国際化社会に対応すべく人材育成、さらに市内商店街の活性化、賑わい創出と元気を取り戻すための一つの契機としていきたい旨の答弁をいたしました。

次に、35ページ、36ページをご覧ください。受付8番、円谷長作議員からは、ひきこもり対策として、不登校児童生徒の人数についての質問がありました。不登校児童生徒の定義は、年間30日以上欠席が発生した児童生徒として集計している。平成30年度は小学生15名、中学生12名、計27名だったとの答弁をいたしました。

次に、37ページをご覧ください。受付10番、渡辺秀雄議員からは、会計年度任用職員の任用状況について、保育士の募集定員は満たされたのかとの質問がありました。保育士の募集人員は満たされていないため、引き続き募集を継続していく旨、答弁をいたしました。

次に、38ページから41ページをご覧ください。受付11番、菅野健治議員からは、一つには、小中学校の児童生徒のいじめ、不登校の現状と対応について質問がありました。いじめ認知件数については、平成30年度は小学生16件、中学生26件、合計42件、平成29年度は小学生16件、中学生13件、合計29件で、そのうちSNSを利用したいじめについては1件確認されている。また、いじめや不登校児童生徒への対応として、担任による家庭訪問、スクールカウンセラーへの相談誘導、スクールソーシャルワーカーによる相談、助言、ケースによっては子ども福祉部門との情報共有を行い、復帰への支援を行っているとの答弁をいたしました。

二つに、いじめ、不登校の新学期の対応についての質問では、不登校に移行しやすい時期としては、新学期1か月後の5月や長期休業明けがあると認識している。これらの時期には特に注意して観察をしていくとの答弁をいたしました。

次に、42ページ、43ページをご覧ください。受付13番、川名順子議員からは、自転車保険加入の取り組みの中で、自転車事故の把握と自転車交通安全教室の実施について質問がありました。転倒などによるけがが年間数件発生しており、各小中学校とも交通指導員や警察官を講師として年に1～2回の交通安全教室を実施し、交通ルールや安全な通行などについて指導している旨を答弁いたしました。

また、追加といたしまして、コロナウイルス対策としての臨時休校による未履修の対応についても質問がございました。未履修部分については、新学期の授業の中で対応していく旨の答弁をさせていただきました。

次に、44ページから47ページをご覧ください。受付14番、渡辺忠夫議員からは、一つに、子育て支援について、保育料の第2子以降無償化を就学前から18歳以下としたときの第2子とし

て認定できなかった人数について質問がありました。令和2年2月1日現在、市内の認可保育所の0歳児から2歳児の3歳未満のうち、市の独自減免において2子無料に認定されなかった人数は42名であると答弁いたしました。また、全ての子に保育料の無償化をしては、との質問では、令和元年度に開始した3歳児以上の国の無償化制度の施行に伴い、市の独自減免を見直し実施したい旨を答弁いたしました。

二つに、教員の変形労働時間制についての質問があり、この制度は運用の仕方では、超過勤務の一部の縮減につながる、業務の削減による総勤務時間の縮減と合わせて導入することで、時間短縮につながることも可能性として考えられる。しかし、年度初めや年度末の業務量の増大が予想され、長時間労働が助長されることにならないか、あるいは、研修や部活動の指導などで8月の夏期休業期間に確実に時間短縮の時間を確保できるかなどが危惧される旨を答弁いたしました。

以上が教育委員会関係の一般質問の概要でございますが、詳細につきましては資料をご参照いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第1号に対する質疑を行います。

◇1番委員 31ページの、白岩小学校が福島議定書事業において最優秀賞を受けられたというのはとても素晴らしいことだと思うのですが、市内の小中学校で、ほかの小中学校もこれに参加しているのでしょうか。

◇次長兼幼保学校課長 本宮小学校と五百川小学校の2校が取り組んでいるところでございます。以上です。

◇教育長 その他の学校につきましても、牛乳パックの回収とか、ごみの分別とか、二酸化炭素を少なくする取り組みを行っております。中学校等におきましては、環境教育の中で、やはりこういった取り組みは大切だということで、教科の中で勉強もさせていただいております。特に、白岩小学校につきましては昨年度、放射線教育を県の指定ということで実施したのですが、その一環としても、この環境教育について、白岩小学校、非常に一生懸命やったものですから、そういった点が評価されたのかなと思っています。

◇1番委員 今後に向けて、とてもいい取り組みなので、これをそのまま全校にということではなく、全市を挙げて取り組んでみるというのも、これから先、環境問題はとても大事なことなので、ぜひ考えの一つに入れていただければと思います。

◇教育長 ありがとうございます。

◇次長兼幼保学校課長 今、委員がおっしゃいましたように、素晴らしい取り組みなので、白岩小学校の受賞をきっかけに、ほかの学校にもPRさせていただきたいと思っています。以上です。

◇1番委員 ありがとうございます。

◇教育長 特に、来年度から新しい教育課程がスタートします。特に、持続可能な社会、SDGsの取り組みというものが大分、教科書の中にも出てきておりますので、学校に今後とも取り組むような話をさせていただきたいと思っております。

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇

◎報告第2号 中学校教科用図書選定について

◇教育長 次に、報告第2号 中学校教科用図書選定について、説明をお願いします。

◇**参事兼管理主事兼指導主事** 報告第2号 中学校教科用図書選定について、説明をいたします。資料はございません。

令和3年度から中学校において新学習指導要領に準拠した教科書を使用することになります。そのために、令和2年度に採用する教科書の選定を行います。既にご案内のとおり、今年度は川俣、伊達、安達採択地区協議会を組織しまして選定作業を行い、小学校で使用する教科書を選定いたしました。次年度はその組織で中学校の教科用図書の選定となります。4月以降、1学期中に選定のための会議を開きまして、そちらで提案された選定候補に挙げたものを最終的に7月末頃に教育委員会にかけまして、決定をしていただき、令和3年度から使用するという流れになっております。

以上、概略の説明とさせていただきます。

◇**教育長** それでは、報告第2号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇**教育長** 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎報告第3号 令和2年度本宮市内中学校高等学校入試等結果状況について

◇**教育長** 次に報告第3号 令和2年度本宮市内中学校高等学校入試等結果状況について、説明をお願いします。

◇**指導主事** 報告第3号 令和2年度本宮市内中学校高等学校入試等結果状況についてご説明いたします。資料48ページ、49ページをご覧ください。

今年度の入学試験から、1期、2期、3期という制度から前期、後期という制度に変わりました。3月16日に合格発表がありまして、前期受験者253名中243名が合格しております。残りの10名のうち8名が私立併願の私立高校に進学を決定しております。2名が後期試験を受験することになっておりまして、その2名の合格が本日この後、結果が決まるようになっております。49ページが私立高校または専門学校等の進学状況になっております。この中の一番下に私立通信制があるのですが、これについては4月になってから合格が決まるということなので、この2名についてはまだ結果が出ていないという状況です。

以上です。

◇**教育長** それでは、報告第3号に対する質疑を行います。

◇**4番委員** 参考までに、今、学区制というのはありますか。県北地区の結果がちょっと厳しいような結果が出ているのですけれども、何か要因など把握していますか。

◇**指導主事** 県北地区で受けられる学校は、生徒には制限がありまして、この本宮市は県中地区の郡山と県北地区の高校と両方受けられるというような、両方が受験区となっております。その点については例年と変わらない状況であります。今回は大分、受験倍率が下がっているという状況もありまして、このような結果につながっているのかと思っております。

以上です。

◇**教育長** 昨年度と比べますと、例えば福島高校、昨年は合格者がなかったのですが、今年度は5名ほど。いわゆる一般的に進学校と呼ばれる学校については、県北、県中地区とも昨年度より市内の中学生、10名ほど合格しております。ただ、それがいいか悪いかという判断はいろいろあるかと思うのですけれども、ただ、今回非常に特徴的だったのが、入試制度が変わったものですから、

私立高校のほうを受験する子どもたちが多かったです。というのは、今まで1期、2期、3期という制度があったわけですが、その1期の選抜がなくなり、前期の試験で全員必ず学力検査を受けるということが制度として決定されましたので、そういった観点で、私立高校を早く決めてから公立という流れがあったのかと思っております。あと、国の私立学校に対する補助金制度も大分浸透してきましたので、公立と私立、お金の負担の上で大分差がなくなってきたものですから、私立高校を積極的に受けるお子さんが増えてきたのかと思っております。

◇4番委員 解釈としては、福島高校や安積高校というのは同じ土俵の場で戦えたということではないですか。

◇教育長 解釈はそうです。

◇4番委員 分かりました。

◇教育長 本宮市は共通学区ですので、中通りは、ほとんどの学校を受けることが可能です。ですから、白河のほうも受けられますし、そういった意味で、本市の場合は選択する幅が非常に広い状況です。公立高校30校ぐらいは受験できるのではないかなと思っております。

◇4番委員 分かりました。

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎その他

◇教育長 次に、その他、事務局から報告等があればお願いいたします。

〔発言する人なし〕

◎次回開催日程について

◇教育長 なければ、次回教育委員会の日時を決めたいと思います。

〔次回開催日程について協議〕

◇教育長 次回教育委員会は、4月15日水曜日、午後1時30分開会といたします。

◎閉会の宣告

◇教育長 これをもちまして教育委員会定例会を閉会いたします。

【午前9時45分開会】